

令和6年度 指導監査実施方針及び重点事項等

1 実施方針

令和6年度における社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査については、新規施設・事業所、そして、令和5年度に延期・中止とした法人・施設等を優先して、実地において実施していくこととする。

なお、実地における指導監査に際しては、法人・施設等における感染対策に配慮しつつ、必要に応じ、マスクの着用、十分な対人距離の確保、最少人数での実施等の対応を図った上で行うこととする。

関係法令、通知等の趣旨を踏まえ、社会福祉法人及び施設等の適正な運営の確保と福祉サービス利用者が安心して適切なサービスを受けられるよう、効率的で実効性のある指導監査を実施する。

2 重点事項

昨年度までの指導監査結果を考慮しつつ、条例等に基づき、特に確認すべき事項を重点事項として定める。

【共通事項】

(1) 法人運営

- ア 評議員、理事、監事の選任手続き（就任承諾書、誓約書の徴収、監事選任案についての監事の過半数の同意）が適正か。また、理事会・評議員会への欠席が続いていないか。
- イ 評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は、すべて理事会の決議によっているか。
- ウ 理事会、評議員会の議事録を法令で定めるところにより作成し、必要な署名又は記名押印等を得て適切に保管しているか。
- エ 法令又は定款に基づき、理事長等が自己の職務の執行状況について、少なくとも毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、実際に開催された理事会にて報告を行っているか。
- オ 定款、役員等報酬の支給基準及び総額等、公表すべき情報をインターネットの利用等により公表しているか。

(2) 法人会計

- ア 各法人ごとの所定の基準に基づき、必要な計算書類を作成しているか。
- イ 計算書類に整合がとれているか。
- ウ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。

(3) 施設運営

- ア 運営規程等の記載内容は実態等と一致しているか。
- イ 職員・従業者に対し、資質向上のための研修の機会を確保しているか。
- ウ 職員・従業者の員数は条例で定める基準等を満たしているか。

【個別事項】

(1) 児童福祉施設等（民間保育園、幼保連携型認定こども園等を含む）

- ア 非常災害に備えるため、毎月、避難及び消火訓練を実施し、記録しているか。
- イ 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、施設・設備等の安全点検、児童・保護者に対する安全指導、職員への研修・訓練その他の必要な措置を講じているか。
- ウ 児童のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に所在を確実に把握するための措置を講じているか。
- エ 虐待防止等に関する取り組みが行われているか。
- オ 食事は、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。
- カ 年2回の健康診断等により、児童の健康状態を把握しているか。

(2) 障害者施設等（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等）

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、従業者への研修を実施しているか。
- イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、従業者への研修を実施するとともに、そのための担当者を配置しているか。
- ウ 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。
- エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、従業者への研修及び訓練を実施しているか。
- オ 感染症や非常災害の発生時において非常時の体制で業務を継続する計画の策定、従業者への周知、研修及び訓練を実施しているか。
- カ 事業所ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分しているか。

(3) 介護保険施設等（老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所等）

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、従業者・職員への研修を実施しているか。
- イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者・職員への研修を実施するとともに、そのための担当者を配置しているか。
- ウ 事故が発生した場合の対応等を記載した指針を整備し、従業者・職員への研修を実施するとともに、事故発生の防止のための委員会を開催しているか。また、そのための担当者を配置しているか。
- エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、従業者・職員への研修及び訓練を実施しているか。
- オ 感染症や非常災害の発生時において非常時の体制で業務を継続する計画の策定、従業者・職員への周知、研修及び訓練を実施しているか。

(4) 救護施設

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、職員への研修及び訓練を実施しているか。
- イ 感染症や非常災害の発生時において非常時の体制で業務を継続する計画の策定、職員への周知、研修及び訓練を実施しているか。

(5) 無料低額宿泊所

- ア 非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。
- イ 職員の勤務シフトを定めるとともに、客観的な方法により労働時間を把握するなど、勤務体制を整備しているか。

ウ 入所者自らが金銭管理を行っているか。また、入所者自らが金銭管理を行えない場合は、施設が定める金銭管理規程に基づいた金銭管理が行われているか。

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置を講じているか。

オ 入所者に対し、自立に向けた適切な助言及び必要な支援を行っているか。

(6) 有料老人ホーム

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、職員への研修を実施しているか。

イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員への研修を実施するとともに、そのための担当者を配置しているか。

ウ 事故が発生した場合の対応等を記載した指針を整備し、職員への研修を実施するとともに、事故発生の防止のための委員会を開催しているか。また、そのための担当者を配置しているか。

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催と結果周知、指針の整備、職員への研修及び訓練を実施しているか。

オ 感染症や非常災害の発生時において非常時の体制で業務を継続する計画の策定、職員への周知、研修及び訓練を実施しているか。

カ 最低30年以上の長期的な資金収支計画及び損益計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直しを行っているか。

(7) 新設の法人・施設

ア 適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られているか。

イ 法人審査基準、施設に関する基準等関係法令を遵守しているか。

3 実施計画数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	計画数	実施数	実施数
合計	428か所	530か所	316か所
内訳	25法人	50法人	26法人
	403施設等	480施設等	290施設等

※ 同一所在地で施設と事業所など複数種別を同時に実施する場合は、それぞれの種別において件数を計上する。

例1 特別養護老人ホーム（老人福祉施設：指導監査）と指定介護老人福祉施設（指定事業所：運営指導）

例2 障害者支援施設（障害者支援施設：指導監査）と障害者福祉サービス事業所（指定事業所：運営指導）など

4 実施方法

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

ア 一般監査

(ア) 社会福祉法人

法人と施設等に対する一般監査（立入検査・運営指導を含む。）を併せて実施することが、効率的かつ効果的であると認められる場合は、3年に1回の周期を超えない範囲で施設等と併せて実施する。

なお、施設等と併せて実施する法人以外は、おおむね1／3について、法人本部において実施する。

なお、会計監査人の作成する会計監査報告等が一定の要件を満たした場合において、その結果等に基づき財務状況の透明性・適正性が確保されているなどと判断される法人については、会計管理に関する監査事項を省略することができるほか、4年又は5年に1回の周期とすることができる。

(イ) 児童福祉施設（(ウ)を除く）

全施設のおおむね半数について、当該施設において実施する。

(ウ) 民間保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設

全施設のおおむね1／3について、当該施設において実施する。ただし、保育時間が24時間のベビーホテルは、全施設について実施する。

(エ) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

全施設のおおむね1／3について、当該施設において実施する。

(オ) 老人福祉施設

全施設のおおむね1／3について、当該施設において実施する。

(カ) 救護施設

全施設のおおむね1／3について、当該施設において実施する。

(キ) 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設

全施設のおおむね1／3について、当該施設において実施する。

(ク) 必要があるときは、随時、一般監査を行う。

イ 特別監査

法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったと疑うに足りる理由があるときに特別監査を実施する。

(2) 介護保険施設等

ア 運営指導

介護保険法第23条の規定により、よりよいケアの実現などを目的として、定期的に実施する。

(ア) 介護老人福祉施設

全施設のおおむね1／3について、当該施設において実施する。

(イ) 介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型サービス（地域密着型通所介護事業所を除く）

全事業所のおおむね1／3について、当該事業所において実施する。

(ウ) 必要があるときは、随時、運営指導を行う。

イ 監査

介護保険法第78条の7等の規定により、各種情報により指定基準違反が疑われ、実地検査の必要があると認められた場合に実施する。

(3) 障害福祉サービス事業所

ア 運営指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第10条の規定により、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、定期的を実施する。

(ア) 障害福祉サービス事業所（障害者共同生活援助事業所を含む）

全事業所のおおむね1/3について、当該事業所において実施する。

(イ) 必要があるときは、随時、運営指導を行う。

イ 監査

障害者総合支援法第48条の規定により、各種情報により指定基準違反が疑われ、実地検査の必要があると認められた場合に実施する。

(4) 有料老人ホーム

ア 一般検査

全施設のおおむね1/3について、当該施設において実施する。

（老人福祉法第29条第1項の規定による届出を行っているものに限る。）

イ 特別検査

入居者の処遇に関し不当な行為をし、又は運営に関し入居者の利益を害する行為をしたおそれがあると認めるとき等を実施する。

（老人福祉法第29条第1項の規定による届出を行っていないものを含む。）

(5) 各法人・施設の所管課との合同実施

指導監査は、原則として、監査指導室が単独で実施するが、次の指導監査等については、所管課等と合同で実施する。

ア 新設の法人及び施設等に対する指導監査

前年12月末日までに、認可・指定・届出を行った法人・施設等を対象として、当該法人本部又は施設等において実施する。

イ 児童福祉施設、救護施設、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に対する指導監査

ウ 問題を有する法人及び施設等に対する指導監査

エ 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する特別監査

オ 介護保険施設等及び障害者支援施設等に対する監査

カ 有料老人ホームに対する特別検査

キ 障害者支援施設等の運営指導